

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp (所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp (事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

8

令和8年
2026

税務

令和8年10月から「ふるさと納税」が変わる!?

税務

本格的な台風シーズンが到来 知っておくと安心! 雑損控除

労務

令和8年10月施行! 全事業主が対象です

「カスハラ」「求職者セクハラ」対策が義務化

コラム

花火にまつわる3つの“こぼなし”

今月のことば

人のためによかれと
願う心を常に持てよ

前島 密

(官僚・政治家・実業家)

令和8年10月から 「ふるさと納税」が変わる!?

納税者が応援したい自治体を選び、その用途を指定して寄附ができ、地域の名産品などの返礼品も受け取れる——として人気のふるさと納税。令和8年10月から、新たなルールのもとでの運用が始まります。事業者（返礼品提供者）や寄附者（納税者）にも影響を与える内容です。

※本稿は、令和8年6月1日現在の情報に基づいています。

返礼品競争の過熱を抑え 地場産品の活用を促すことが目的

受入額の総額が約1兆2,728億円（総務省公表／令和6年度の実績）にも上る、「ふるさと納税」**【そもそも解説①】**。自治体が寄附を募集するにあたっては、返礼品の調達費用やポータルサイト手数料、広告費、送料などの経費が発生しています。現在は、返礼品の額（寄附金額の30%以内）と関連経費の合計（募集費用）が寄附金額の50%相当以下とされています。

令和8年10月1日からは、募集費用の割合を寄附金額の40%相当以下、自治体に残る寄附金額（寄附金活用可能額）の割合を60%相当以上とされます*（図表）。また、製造・加工品等の返礼品は、区域内で「相応（過半）の付加価値が生じている」ことが要件ですが、自治体によって付加価値の算出方法はさまざま、地場産品とはいえないケースも。返礼品競争の過熱を抑え、地場産品の活用を促すことを目的に、令和8年10月から「価値の過半が区域内で生じていること」の証明・公表が

必要になります。また、一般消費者に対して販売する際の「一般販売価格」よりも、自治体への納入価格が合理的な理由なく高額である場合は、返礼品として認められません。

※経過措置あり。寄附金活用可能額の割合は、指定対象期間の初日が令和8年10月1日から令和9年9月30日までに属する場合：52.5%相当以上、令和9年10月1日から令和10年9月30日までに属する場合：55%相当以上、令和10年10月1日から令和11年9月30日までに属する場合：57.5%相当以上。

新たなルールで、どうなる？ 事業者・寄附者（納税者）への影響

今回のルールの見直しは、自治体側の運用を厳格化・透明化するものですが、結果として、事業者（返礼品提供者）や寄附者（納税者）にも影響が及ぶことが見込まれます。

【事業者（返礼品提供者）への影響】

事業者（返礼品提供者）は、返礼品の価格（付加価値）についてきちんと説明することが求められます。このため、資料の準備をはじめとした事務コストが増える見込まれます。



【寄附者（納税者）への影響】

寄附者（納税者）にとっては自治体に残る寄附金額（寄附金活用可能額）の割合が上がることから、これまで



図表 自治体に残る寄附金額（寄附金活用可能額）の割合の引き上げ

寄附金額	
改正前	募集費用 50%相当以下
	寄附金活用可能額 50%相当以上
↓	
寄附金額	
改正後	募集費用 40%相当以下
	寄附金活用可能額 60%相当以上*

※令和11年9月30日までは経過措置あり

そもそも解説 ①

「ふるさと納税」とは

ふるさと納税は、自身が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附金額のうち2,000円を超える部分について、所得税および個人住民税から原則として全額が控除される制度です。

控除の対象となる寄附金額には上限があり、収入や家族構成などに応じて異なります。一般に、所得が高い人ほどふるさと納税の対象となる寄附金額の上限も上がります。

そもそも解説 ②

「ワンストップ特例制度」とは

一定の条件を満たせば、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。この制度を利用するには、以下の3つの条件をすべて満たしている必要があります。

① もともと確定申告をする必要のない給与所得者(会社員など)であること

※自営業の人や、年収2,000万円を超える会社員、副業収入がある人などは対象外です。

② その年の寄附先が「5自治体以内」であること

※同じ自治体に複数回寄附した場合は「1自治体」とカウントされますが、計6自治体以上に寄附した場合はワンストップ特例を使えず、確定申告が必要になります。

③ 寄附ごとに、申請手続き(書面またはオンラインによる)を行うこと

※ワンストップ特例は、寄附をした翌年の1月10日までに、各自治体へ申請書とマイナンバー・本人確認書類が届いている、あるいはオンライン申請を完了させている必要があります。

なお、ワンストップ特例の申請後、医療費控除や住宅ローン控除(1年目)などを受けるために確定申告を行う場合は、ワンストップ特例の申請はすべて無効となります。この場合は、ワンストップ特例の申請をした分も含めて、寄附金控除額を計算する必要があります。

と同じ寄附金額でも返礼品の質や量が下がったり、同じ返礼品でも寄附金額が上がったりするケースが想定されます。

ふるさと納税によって寄附金控除を受けるには、原則として確定申告が必要です。ただし、給与所得者の場合、確定申告を行わずに控除を受けられる「ワンストップ特例制度」

【そもそも解説 ②】を利用することもできます。

あるふるさと納税ポータルサイトの調査によれば、ふるさと納税をしている人の4人に1人が「寄附金控除を受けたことがない」とのことです。

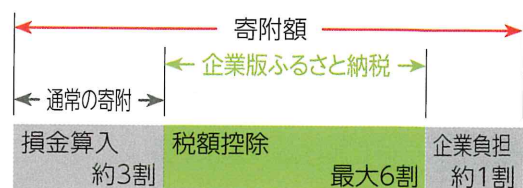
せっかく寄附をしたのに、寄附金控除を受けないのはもったいないもの。最近では、ワンストップ特例も確定申告もオンラインで簡単にできるようになっています。期限内に、忘れずに手続きするようにしましょう。

Tips

企業版ふるさと納税

「企業版ふるさと納税」は、自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、税額控除(寄附額の最大6割)により、実質的な企業の負担が約1割まで軽減されます。

企業にとっては、税制上の優遇を受けながら、社会貢献を通じたイメージ向上や事業機会の創出につながります。



内閣府Webサイト
「企業版ふるさと納税ポータルサイト」
(令和8年6月1日現在)



本格的な台風シーズンが到来 知っておくと安心! 雑損控除

気候変動による集中豪雨や台風の大型化など、年々自然災害の被害が深刻になるにつれ、財産の損失リスクも高まっています。個人が災害などの被害に遭った際は、所得税・住民税の「雑損控除」を受けられます。万一に備えて、概要を確認しておきましょう。

自宅が災害・盗難・横領の被害に遭ったとき 税負担を軽減できる

夏から秋にかけて心配になるのが豪雨や台風の被害。もしも災害で自分自身や従業員の自宅・家財に被害が生じると、これからの暮らしも不安になってきます。

そうした苦しい状況のときに活用できるのが、所得税・住民税の「雑損控除」です。本人やその扶養親族等が所有する一定の資産について、災害・盗難・横領により損害を受けた場合は、雑損控除として一定額の所得控除を受けられます（雑損控除は他の所得控除に先だって控除することとなっています）。

「一定の資産」とは、次の2つの要件をいずれも満たすものをいいます。

- 本人やその扶養親族等が所有している
- 棚卸資産や事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない

例えば、自宅や家財道具、自動車などが被



害に遭った場合、雑損控除の対象となります。一方で、別荘や、1個または1組の価額が30万円超の貴金属・書画・骨董などは、「生活に通常必要でない資産」とされ、雑損控除の対象に含まれません。

雑損控除の額は、図表のように計算します。もし損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間（特定非常災害により生じた損失額については5年間）にわたり繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

なお、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人が災害による被害を受けた場

図表 雑損控除の額

雑損控除の控除額は、次の2つのうち、いずれか金額が多くなるほうとなります。

- ① (損害金額 + 災害等関連支出の金額^{※1※2} - 保険金等の額^{※3}) - 総所得金額等 × 10%
- ② (災害関連支出の金額^{※1} - 保険金等の額^{※3}) - 5万円

※1 災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など

※2 盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出など

※3 保険金等の額はまず損害金額から差し引く。保険金等の額が損害金額を超える場合には、災害(等)関連支出の金額から差し引く

「損害金額」がわからないとき

災害により被害を受けた住宅・家財・車両の損害金額は、「その損害の生じた時の直前における資産の価額」をもとに計算することとされています。しかしその計算が困難な場合、「合理的な計算方法」に基づいて損害金額を算出してもよいとされています。

国税庁Webサイト

「雑損控除の適用における

『損失額の合理的な計算方法』

(令和8年6月1日現在)



合、災害減免法による所得税の軽減免除を受けられるケースもあります。この場合、有利なほうを選択適用することができます。

国税庁Webサイト
「災害に関する所得税の取扱い(個人の方)」
(令和8年6月1日現在)



雑損控除の適用には確定申告が必要 被害状況は写真に残しておこう

雑損控除の適用を受けるためには、確定申告を行う必要があります(翌年以降に繰り越す場合、連続して確定申告を行います)。申告にあたっては、**check!**にある書類等を用意しましょう。特に、写真などの「被害状況が確認できるもの」は、被害を受けた直後に用意し、確定申告のときまで残しておく必要があります。災害発生直後は先のことまで考える余裕がなくなってしまうがちですが、片付けに入る前に、必ず被害の様子をスマートフォン等

check! 確定申告に必要なもの

- ☐ 罹災証明書・警察証明
- ☐ 被害を受けた資産やその取得価額、取得時期がわかるもの
- ☐ 写真など被害状況が確認できるもの
- ☐ 災害等関連支出の金額がわかるもの(修理費・撤去費の請求書、領収書等)
- ☐ 災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金等の金額がわかるもの

で撮影しておきましょう。

雑損控除を適用する「その日」が来ても対処できるよう、必要なものを平時から確かめておくことをお勧めします。

Tips

事業用資産が被害を受けたとき

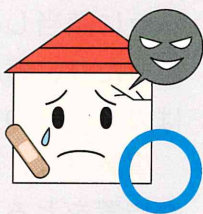
個人が所有する事業用資産に、災害による損失が生じた場合、その損失額は必要経費に算入できます。また、法人が所有する資産に生じた損失や撤去費用などは損金に算入できます。

ケースで確認! この場合は、雑損控除を適用できる? できない?

ケース ①

自宅がシロアリの被害に! → **適用可能**

シロアリ被害は「生物による異常な災害」に該当。住宅の修繕費用やシロアリ駆除費用は雑損控除の適用対象です。一方、シロアリ被害を事前に防ぐための費用は対象外です。



ケース ②

クマに店舗を荒らされた! → **適用不可能**

店舗は事業用資産なので雑損控除の対象になりません。本ケースは、事業所得の必要経費になります。なお、個人の住宅が被害を受けた場合は適用可能です。



ケース ③

空き巣に入られた! → **適用可能**

雑損控除は自然災害に限らず、盗難や横領の被害にも適用できます。警察に被害届を提出する際に、被害を届け出たことを証明する書類も取得しておきましょう。



ケース ④

特殊詐欺に騙された! → **適用不可能**

詐欺や恐喝の場合は雑損控除を適用できません。近年は詐欺の手法も巧妙化しています。被害に遭わないよう、くれぐれも注意するとともに、万一の場合はすぐに警察に相談しましょう。



令和8年10月施行! 全事業主が対象です 「カスハラ」「求職者セクハラ」対策が義務化

令和8年10月、人材の「定着」「採用」に関わる改正法が施行されます。それが、「カスハラ(カスタマーハラスメント)」および「求職者セクハラ(求職者等に対するセクシュアルハラスメント)」対策の義務化です。業種・規模を問わず全事業主が対象のため、事前準備が必要です。

※本稿は、令和8年6月1日現在の情報に基づいています。

今働いてくれている従業員と、 「未来の従業員」を守るための法改正

改正労働施策総合推進法および改正男女雇用機会均等法が令和8年10月から施行されます。これにより、令和8年10月1日から「カスハラ(カスタマーハラスメント)」「求職者セクハラ(求職者等に対するセクシュアルハラスメント)」の防止措置をとることが事業主の義務となります。

これらは業種・規模にかかわらず、すべての事業主が講じなければならない措置です。いわば、今働いてくれている従業員と、「未来の従業員」になり得る人を守るための法改正です。概要をおさえ、早めに準備しましょう。



すべて満たすものを「カスハラ」といいます。

●カスハラの定義(3要素をすべて満たすもの)

1. 顧客や取引先等(今後商品やサービスの購入・利用の可能性がある人も含む)の言動であること。
2. 社会通念上、許容される範囲を超えた言動や手段・態様であること(暴言、土下座の強要、執拗な連絡など)。
3. 従業員の就業環境が害されるものであること(身体的・精神的苦痛が与えられ、その従業員の能力の発揮に悪影響が生じること)。

カスハラ対策の義務化

「お客様は神様です」という考え方を逆手に取って、高圧的な態度をとったり過大な要求をしたりする顧客や取引先……。そうした顧客等からの過度な言動は「カスハラ」として社会問題となっていますが、改正法により、その定義がなされました。次の3つの要素を

なお、電話やSNS等で行われるものも含まれます。単なる「正当な意見・要望」はカスハラに該当しませんが、要求の内容が不当であったり、態度が威圧的であったりする場合はカスハラの対象となり得ます(図表1)。

事業主は、カスハラ対策として、次のような措置をとることが求められます。

図表1 カスハラの境界線(一例)

■正当な意見・要望

商品の欠陥に対し、常識の範囲内で交換等の対応を求める。

■カスハラ

商品の欠陥を理由に、1時間以上怒鳴り続けたり、SNSでの拡散を脅したりする。

正当な意見・要望

(社会通念上、妥当な範囲)



カスハラ

(社会通念上、許容範囲外)



カスハラ対策として事業主がとるべき措置

1. 事業主の方針等の明確化と周知・啓発

- 「カスハラには毅然とした態度で対応する」「従業員を守る」という方針を定め、従業員に周知・啓発する。
- 何がカスハラに該当するか、その内容にどう対応するかを定めて従業員に周知する。

2. 相談体制の整備

- 相談窓口(担当者)をあらかじめ定めて従業員に周知する。
- 担当者が適切に対応できるようにする。

3. 事後の迅速かつ適切な対応

- 事実関係を迅速かつ正確に確認する。
- 被害を受けた従業員に配慮した措置をとる。
- 再発防止に向けた措置をとる。

4. 抑止のための措置

- 特に悪質と考えられるカスハラへの対応マニュアル等を作成し、従業員に周知する。

5. プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止

- 相談者等のプライバシーを保護する措置を講じ、従業員に周知する。
- 相談したこと等を理由に、解雇等の不利益を被ることがない旨、従業員に周知する。

求職者セクハラ対策として事業主がとるべき措置

1. 事業主の方針等の明確化と周知・啓発

- 求職者セクハラを禁止し、行為者には厳正に対処する旨を従業員に周知する。
- 採用活動におけるルールを策定し、従業員に周知する(1対1での食事禁止、SNSでの私的なやりとりの制限など)。

2. 相談体制の整備

- 相談窓口(担当者)をあらかじめ定め、求職者等に周知する(募集要項などで示す)。
- 担当者が適切に対応できるようにする。

3. 事後の迅速かつ適切な対応

- 事実関係を迅速かつ正確に確認し、行為者に対する措置を講じる。
- 被害者に配慮した措置をとる。
- 再発防止に向けた措置をとる。

4. プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止

- 相談者のプライバシー保護のための措置をとる。
- 事実関係の確認に協力した従業員が不利益を被ることがない旨を周知する。

これら2つの措置を怠ると、従業員のメンタル不調や離職を招くだけでなく、「ブラック企業」との評判が広まるおそれもあります。

厚生労働省のWebサイトでは、カスハラ・求職者セクハラ対策のためのツール類が公開されています(下)。これらのツール類も活用しながら、自社の対応方針を定めましょう。

求職者セクハラ対策の義務化

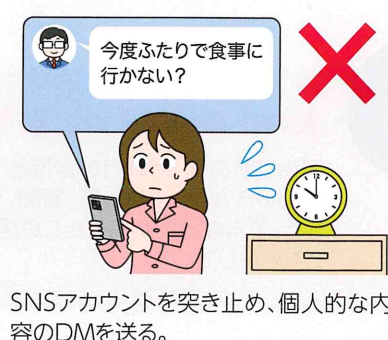
採用活動の場(SNS上のやりとりやオンライン面接等も含む)において、自社の従業員が求職者に対して行う「求職者セクハラ」(図表2)を防止することも義務化されます。

事業主は、求職者セクハラ対策として、次のような措置をとることが求められます。

厚生労働省Webサイト
「あかるい職場応援団」
(令和8年6月1日現在)



図表2 求職者セクハラの実例(一例)



※詳しくは社会保険労務士へお問い合わせください。

花火にまつわる3つの“こぼなし”

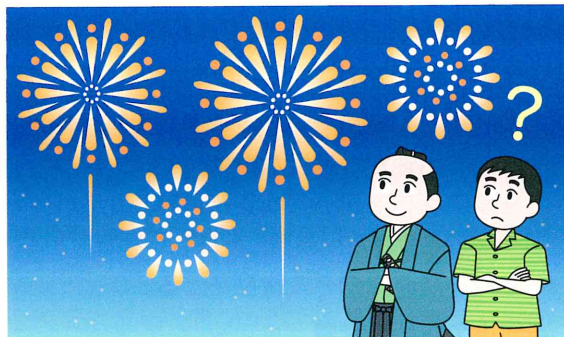
夏といえば花火！8月は全国各地で花火大会が開かれます。花火師たちが打ち上げる日本の花火は、近年では外国人観光客からも人気を集めています。ここで、花火にまつわる“こぼなし”を3つご紹介します。

yukigumo27/PIXTA

その① 昔の花火は1色だけだった！

日本で花火文化が盛んになったのは江戸時代に入ってからのこと。19世紀には、夏の花火大会のルーツともいえる、隅田川での花火大会が定着しました。

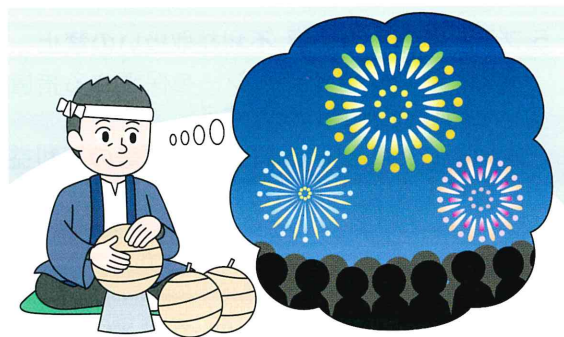
しかし、当時の花火の色はオレンジ色（炭火色）だけだったとされています。花火が色鮮やかになるのは明治時代以降、外国から薬剤を輸入できるようになってからのことでした。



その② 「丸い花火」は日本ならではの

夜空に球状に広がる丸い花火は、実は日本オリジナルといわれています。

欧米では花火玉が円筒形なのに対して、日本では球状の花火玉を打ち上げることで、真ん丸の花火となります。しかし、例えば材料の紙の貼り方が少し異なるだけで、花火の形はいびつになってしまいます。日本の美しい花火は、花火師たちの熟練の技によって成り立っているのです。



その③ 進化している花火の「演出」！

昔から人々を楽しませてきた打ち上げ花火ですが、近年ではその演出手法も進化してきています。

例えば、LEDを搭載したドローンを数百機飛ばし、花火とともに光らせたり、ライブ感を重視してアーティストの生歌唱や生演奏と組み合わせて花火を打ち上げたりと、さまざまな演出が登場しています。今年の夏は、花火大会へ出かけてみてはいかがでしょうか。



【参考】公益社団法人日本煙火協会「令和7年 花火入門」等

今月の
ことば

人のためによかれと願う心を常に持てよ

前島 密^{ひそか}（官僚・政治家・実業家）

明治維新の後、新政府の官僚として日本の郵便制度の創設に尽力したことから、「日本近代郵便の父」と呼ばれる前島密。郵便のほか、鉄道や海運、新聞、電話、保険、教育などの各事業にも携わり、陰ながら近代国家の基礎づくりに大きく貢献した。そんな同氏が掲げたこの信条は、常に他者への貢献を思って行動することが、やがて事業の存続・発展につながることを示唆している。

出典：日本郵政グループWebサイト